

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、お客さまや地域のみなさま、株主・投資家のみなさま、ビジネスパートナー、従業員、その他社会の多くのみなさまとの対話を重ねつつ、その期待に誠実に応えし、信頼をいただくことが、当社グループの事業運営の基盤であると考えています。

そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に努めています。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震と津波の経験を踏まえ、非常災害に対するリスク管理体制等について検証を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	57,963,282	3.61
第一生命保険株式会社	55,001,000	3.42
日本生命保険相互会社	52,800,519	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	47,949,400	2.98
東京都	42,676,791	2.66
株式会社三井住友銀行	35,927,588	2.24
東京電力従業員持株会	24,793,195	1.54
SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	24,087,200	1.50
株式会社みずほコーポレート銀行	23,791,133	1.48
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	22,267,320	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
-------------	-----------------------

決算期	3月
-----	----

業種	電気・ガス業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	17名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
青山 やすし	学者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
青山 やすし	○	明治大学大学院教授	青山やすし氏は、東京都の副知事として都市計画や危機管理に携わるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考えております。 また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。 なお、同氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当していません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	7名
監査役の数	7名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と監査計画や監査結果の意見交換を定期的実施するなど、相互連携を図っています。
また、監査役は、内部監査部門である品質・安全監査部及び原子力品質監査部と監査計画や監査結果の意見交換を定期的実施するなど、相互連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
林 貞行	その他										
高津 幸一	弁護士										
小宮山 宏	その他				○						
大矢 和子	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
林 貞行	○	——	林貞行氏は、駐英大使をはじめとした外交官としての幅広い経験と見識等を有していることから社外監査役として適任であると考えています。 また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。 なお、同氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当していません。
高津 幸一	○	——	高津幸一氏は、弁護士としての幅広い経験と見識等を有していることから社外監査役として適任であると考えております。 また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。 なお、同氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当していません。
			小宮山宏氏は、東京大学の総長として大学経営に携わるとともに化学工学の専門家として環境分野の研究を行うなど、幅広い経験と見

小宮山 宏	○	株式会社三菱総合研究所理事長 信越化学工業株式会社社外取締役 JXホールディングス株式会社社外取締役	識等を有していることから社外監査役として適任であると考えております。 また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。 なお、同氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておりません。
大矢 和子	○	株式会社資生堂顧問	大矢和子氏は、株式会社資生堂の執行役員及び監査役を歴任するなど、幅広い見識と実務経験等を有していることから社外監査役として適任であると考えております。 また、同氏は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。 なお、同氏は、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

平成20年度から、取締役の報酬について業績連動報酬制度を導入するとともに、取締役を対象とした株式購入ガイドラインを策定し、企業価値の向上を意識した経営・株主の視点を反映した経営に努めてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
---------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成22年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の内容は、以下のとおりです。

	報酬
取締役	723百万円
監査役	141百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、月例報酬及び賞与金から構成されており、平成19年の株主総会において承認された年額12億円の報酬枠の範囲内で支給することとしています。さらに、業務を執行する取締役の報酬については、業績連動報酬制度を導入しており、年度業績を月例報酬及び賞与金の一

部に反映させることとしています。具体的な支給額については、客観性・透明性を確保する観点から、社外取締役及び社外有識者を中心とする報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することとしています。

監査役の報酬については、平成19年の株主総会において承認された年額2億4,000万円の報酬枠の範囲内で月例報酬を支給することとしています。具体的な支給額については、監査役の協議により決定することとしています。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の運転停止に伴う厳しい収支状況に鑑み、平成19年11月以降、業務を執行する取締役については、賞与金を不支給としたうえで総報酬の20%の減額を継続してきましたが、東北地方太平洋沖地震発生以降の当社の置かれている厳しい状況を踏まえ、さらなる報酬の減額を実施することとし、平成23年5月より当分の間、代表取締役については報酬の全額を返上し、常務取締役は総報酬の60%を減額することとしています。また、監査役についても、監査役の協議により、取締役に準じた減額をしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポートを担当する部署及び担当者を定め、必要に応じ、重要な事項については説明を行うなど、サポート体制を確立しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、社外取締役1名を含む17名(定員は20名以内)で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しています。

取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される常務会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定をはかり、効率的な会社運営を実施しています。また、執行役員制度を導入し、当社グループ全般にわたる経営課題に取り組む取締役と、特定の業務の責任を担う執行役員の位置付けを明確化しています。

なお、経営全般にわたる重要課題に対し、会社全体としての方向性を審議、調整、立案するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置しています。

また、報酬の客観性・透明性を確保することを目的として、社外者を中心とする報酬委員会を設置しています。

監査役は7名を選任しており、うち4名は社外監査役、また1名は当社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する常任監査役です。監査役会は監査役間の協議等を行うため、原則として毎月1回、また必要に応じて開催されています。監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、本店及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、取締役の職務執行状況等について、厳正な監査を実施しており、定期的に開催される取締役との会合等において意見交換しています。また、監査役監査に係る業務を業務的に補佐する専任の組織である監査役業務部を設置し、必要な人員(人員14名(平成23年6月29日現在))を配置しています。なお、監査役業務部に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議しています。

内部監査については、品質・安全監査部(人員32名(平成23年6月29日現在))、原子力品質監査部(人員37名(平成23年6月29日現在))が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査しています。主要な内部監査結果は、常務会等に報告され、所要の改善措置がとられています。特に、原子力部門の安全・品質監査に関しては、弁護士や学者等の社外有識者のみで構成される「原子力安全・品質保証会議」による総合的な審議を経て、厳正・公正に実施しています。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底をはかるため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施しています。

会計監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けています。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、池上玄、岡村俊克、春日淳志の3名であり、継続監査年数はいずれも7年以内です。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士10名、その他6名となっています(平成23年6月28日現在)。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として監査役設置会社を採用しております。取締役に社外取締役を1名選任しているほか、内部監査を担当する取締役を2名置いており、また監査役には社外監査役を4名選任しております。

社外取締役は、幅広い経験と見識等をもとに、取締役会において適切な意思決定がなされるよう外部的な視点から助言し審議の充実をはかるとともに、取締役の職務執行を監視・監督しています。また社外監査役は、幅広い経験と見識等をもとに、中立の立場から客観的な視点に基づき代表取締役及び取締役会に対して質問や意見を述べ、取締役の職務執行を監査しています。さらに、監査役、内部監査担当取締役及び会計監査人は、それぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査結果に関する意見交換等により相互連携をはかっています。なお、社外取締役1名及び社外監査役4名は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えております。

当社は、こうした体制のもと経営に対する十分な監査・監督機能を確保し、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行の実現をはかっています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成18年6月開催の株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年6月開催の株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による行使も可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語訳を作成し、外国人株主及びその常任代理人へ提供しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>当社では、証券アナリスト・機関投資家の方々を対象に、経営計画に関する説明会を年1回(毎年3月末)、決算に関する説明会を年2回(第2四半期(中間期)、第4四半期(年度))開催しているほか、第1・第3四半期についても必要に応じて説明会を開催しております。説明者については、経営計画に関しては社長が、決算に関しては副社長もしくは常務取締役がそれぞれ務めております。また、定期的な説明会に加え、株主・投資家のみなさまの関心の高い事項につきましては、適宜説明会を開催しています。</p> <p>なお、本年3月の経営計画に関する説明会は、東北地方太平洋沖地震の影響により、経営計画の発表が極めて困難な状況となったことから、中止とさせていただきます。4月に、当社の現状に関する説明会を会長が説明者となって開催いたしました。</p>	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	<p>アナリスト・機関投資家向け説明会の資料及び説明内容の英語訳を作成し、インターネット・ホームページ上で開示しています。</p> <p>また、主要な海外投資家への説明を年1回以上実施しています。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>当社は、IR資料として、経営方針をはじめ、決算短信などの決算情報、有価証券報告書・四半期報告書、アニュアルレポート、事業報告書といった各種報告書、さらにはファクトブックや説明会資料、証券取引所への適時開示資料、よくあるご質問などを掲載しています。なお、URLは次のとおりです。</p> <p>http://www.tepco.co.jp/ir/index-j.html</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部株式グループ	
その他	<p>当社は、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさま向けに決算等の説明会の開催、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開しています。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>東京電力グループ企業行動憲章(平成17年4月制定)にて規定し、ホームページ等において公表しています。東京電力グループ企業行動憲章のURLは次のとおりです。</p> <p>http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/company/philosophy/kensyou/index-j.html</p>

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針(会社業務の適正を確保するための体制の整備)をもとに、「内部統制委員会」が中心となって、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいます。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、同委員会のもとで、適正な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めています。

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議＞

当社は、「エネルギーの最適サービスを通じてゆたかで快適な環境の実現に貢献します」との経営理念の下、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善に努める。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員がこれを遵守するよう監督する。

また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

(2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。

(3) 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。

(4) 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。

(2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。

(3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。

(4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。

(5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、常務会、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。

(2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

(3) 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、企業倫理担当取締役が中心となって、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。

(2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。

(3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。

(4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

6. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。

(2) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

(3) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。

(2) 当該組織に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

(3) 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役員及び従業員から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。

(4) 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力からの違法・不当な要求を排除するため、次の体制を整備しています。

1. 「企業倫理遵守に関する行動基準」において、取締役、執行役員及び従業員が反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを定め、これを徹底するよう、研修等を通じた啓発活動を継続的に実施する。
2. 平素から警察当局及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、反社会的勢力からの違法・不当な要求については、このような外部専門機関に適宜相談のうえ、公明正大に対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

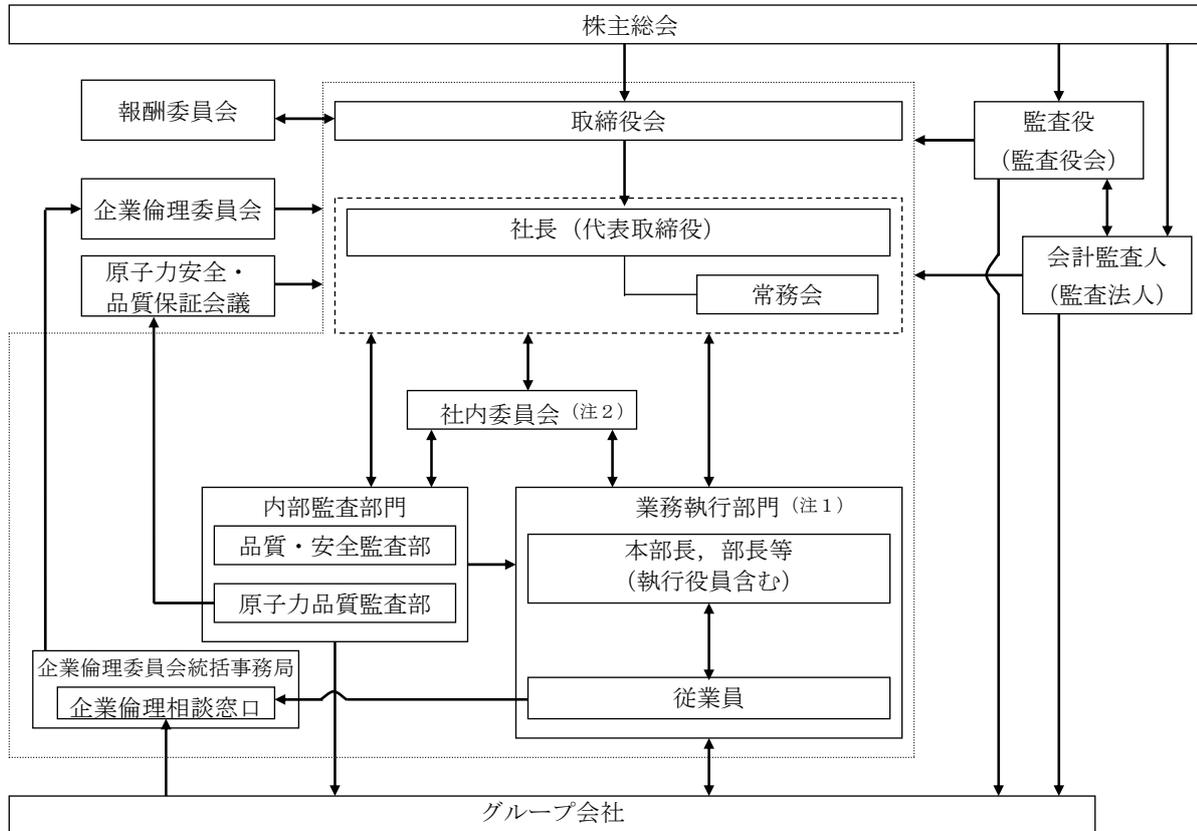
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】



(注1) 本店本部・部, 店所 (支店, 電力所, 火力事業所等), 第一線機関, カンパニー

(注2) 防災対策委員会, リスク管理委員会, 品質・安全委員会, CSR委員会, 内部統制委員会 等

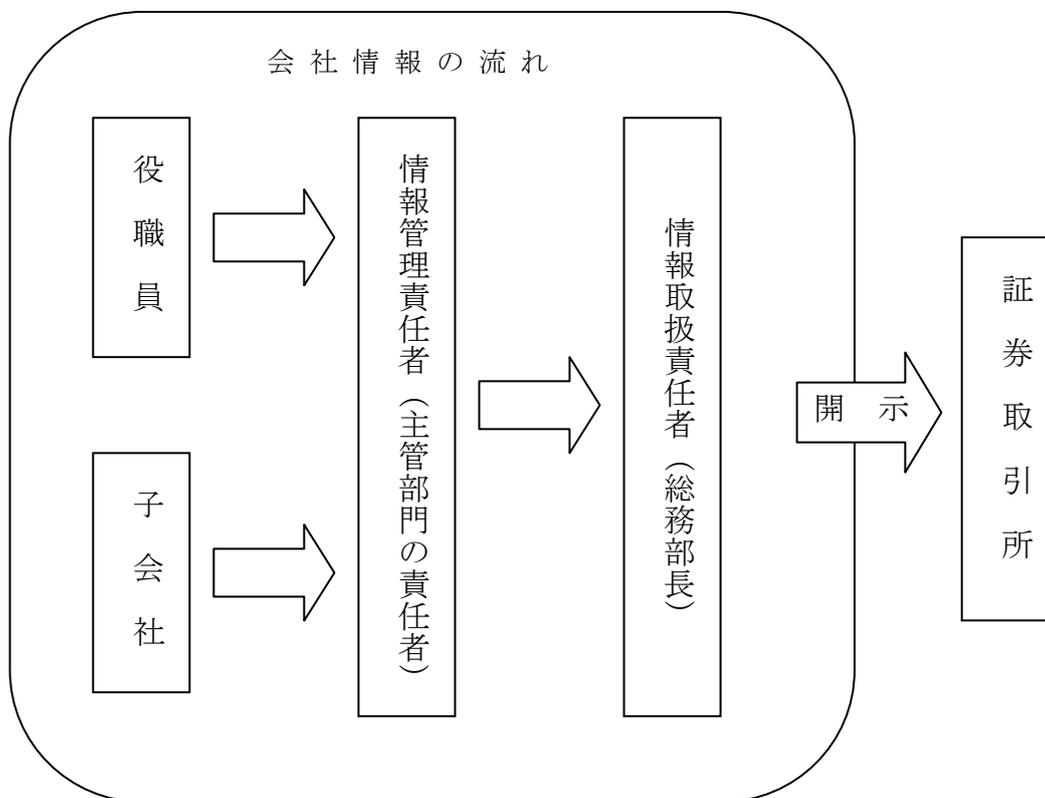
【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

適時開示に関する役割と責任の明確化を図るため、以下のとおり社内マニュアルにより適時開示を実施するための体制を整え、適時適切な開示を行っております。

- ・適時適切に会社情報の開示を行うため、情報取扱責任者（総務部長）および情報管理責任者（主管部門の責任者）を選任しております。
- ・役職員および子会社は、有価証券上場規程等により開示すべき会社情報に当たるおそれのある事項・事実を知ったときは、社内マニュアルに従い、その事項・事実について、情報管理責任者に報告することとしております。
- ・当該情報管理責任者は、マニュアルに従い報告を受けた事項・事実について情報取扱責任者に速やかに報告することとしております。
- ・情報取扱責任者は、報告された会社情報について、有価証券上場規程等に照らし、開示すべき会社情報に該当するか否かを判断し、開示すべき会社情報に該当する場合は、証券取引所に対して適時適切な開示を行います。



以上